

鳥取県立倉吉東高等学校 『いじめ防止基本方針』

平成 26 年 3 月

1 基本方針策定の考え方

本校では、「いじめ防止対策推進法」及び本校の「教育方針」と中・長期ビジョン「倉吉東高のかたち」を踏まえ、いじめのない学校づくりを推進するために、基本方針を策定する。その方針に基づき、具体的な取組を進める中で、生徒が安心して学校生活を送ることができる教育環境を整備するとともに、規範意識を有し、他を思いやる心を持って周囲の人間と豊かな人間関係を構築することができ、将来、地域社会に貢献できる人材育成を目指す。

(1) いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」は、生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象になった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条）

いじめに対する基本的な認識

- ・いじめは、いつでも、どの学校でも、そしてどの生徒にも起こりうる可能性がある。
- ・いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめを認識しながら、傍観することは、いじめに加担しそれを助長する行為である。
- ・いじめは、いじめを受けた生徒の人権を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与え、場合によっては、生命を奪うことさえある
- ・いじめは、いかなる理由があろうとも人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切である。
- ・いじめ問題への対応は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ・いじめの防止や解決は、学校だけではなく、生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場からその責務を果たし連携して取り組むことが大切である。

(2) 本校の現状・課題

- ・本校では、「いじめ」であると認定されるような事案は発生していない。しかし、対応の仕方を間違えたり、対応が遅れば、重大な事案になったと思われるケースもまれではない。すなわち、「いじめの芽」は、本校にも常に存在しているのである。教職員がアンテナを高くし、常に危機感を持って、生徒の言動や人間関係に注意を払うことが必要である。特に、生徒同士の「からかい」や「ひやかし」の中に、いじめの芽が潜んでいることが多いが、生徒自身もそれに気づかず、安易に繰り返すことでいじめへと発展する可能性があることに注意すべきである。
- ・本校では、頻繁に個人面談を行っており、生徒情報を得る機会が多いが、いじめやそれに類する行為を当該の生徒が直接教員に申し出ることはまれである。家庭の情報、保健室や相談室からの情報、他の生徒からの情報から発覚することがほとんどであり、教員が生徒変化を敏感に察知する力を高めるとともに、教員同士、担任と家庭がよく連携をとり、情報を交換・共有することが鍵である。また、生徒たち自身が「いじめの芽」を感じ取れるだけの鋭敏さを身につけられるよう、教科横断的に、他人に対する思いやりや周囲への気遣い等、人権教育・道徳教育をより一層推進する必要がある。

(3) 保護者及び関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、発生時の迅速かつ適切な対応を行うために、学校は保護者及び関係機関等と密接な連携をとることで、いじめをさせない、いじめを受けない学校環境づくりに努めるとともに、発生時には速やかな解決に向けた取組を行うとともに、該当生徒の心のケアに努めるものとする。

2 いじめ防止対策組織の構築

いじめ防止対策推進法第 22 条の規定に基づき、以下の委員会を設置し、学校全体で組織的な対応を行うこととする。いじめは学校全体に関わる重大な事案として、当該学年・担任、あるいは一部の教職員に任せることなく、関係職員がそれぞれの責務を自覚し、連携・協力しながら対応することとする。また、必要に応じて、各関係諸機関・保護者との連携を図る。

(1) 名称

いじめ防止対策委員会（全日制・定時制）

(2) 構成員

（全日制）

委員長：校長

委員：副校長、教頭（全）、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当教員、
人権教育担当教員、養護教諭
（拡大1）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
（拡大2）県教委担当者、学校医、スクールサポーター（警察）、
県教委顧問弁護士 等

（定時制）

委員長：校長

委員：副校長、教頭（定）、定時制全教員
（拡大1）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
（拡大2）県教委担当者、学校医、スクールサポーター（警察）
県教委顧問弁護士 等

※留意点

学校全体で組織的に対応するため、適宜、いじめに関する情報や取組状況等を全教職員に報告（情報共有・共通理解）し、意見を反映させながら取組を具体的に検討・実施する。事案に応じて、委員長判断による拡大委員会とする。

(3) 主な業務内容

- ①基本方針に基づく取組、計画等の作成
- ②情報の収集・記録
- ③事案発生時における対応策の検討
- ④取組の評価・検証、基本方針の見直し、取組・計画等の改善検討

3 具体的な取組（行動計画）内容

(1) 未然防止に向けた取組

※いじめ未然防止の基本姿勢

- ・いつでも、どこでも、すべての生徒に起こる可能性があるという危機感を持って、生徒への指導や教育活動にあたること

- ①教職員対象研修会の開催→学校全体の組織的な課題・取組であることの共通認識醸成
- ②道徳教育の全体計画の観点に基づき、様々な教育活動の場面で、思いやりの心や集団の一員としての自覚や態度の育成を図る。
- ③体験活動や生徒会活動等をとおして、生徒同士の仲間意識や協力体制の構築を図る。
- ④授業、特別活動、部活動等、すべての教育活動において、生徒が自分の居場所をみつけるとともに、自己有用感や自己肯定感を持てるよう、安心・安全な学校の雰囲気づくりに努める。

(2) 早期発見に向けた取組

※いじめ早期発見の基本姿勢

- ・生徒のささいな変化に気づくこと
- ・情報を迅速かつ的確に共有すること
- ・情報に基づき、適切な対応を迅速に行うこと

- ①学校生活における生徒の状況把握に努める
 - 教職員の情報収集のアンテナを高く
 - 相談室や保健室等での生徒状況、様子の観察
 - 必要に応じて、適宜、生徒面談の実施
- ②定期的なアンケート調査の実施
- ③生徒と教職員の適切な人間関係の構築に努める
 - 生徒が悩みや心配を相談しやすい雰囲気の醸成
- ④気になる生徒がいた場合、その情報を速やかに共有できる教職員の体制を構築する

(3) いじめ事案に対する対応

※いじめ事案対応の基本姿勢

- ・事案に関する情報を、正確かつ迅速に把握し、関係職員で共有すること
- ・いじめの程度や状況に応じた対応策を速やかに講じること
- ・保護者や関係機関との連携を密にすること

- ①的確な情報収集・実態把握に努める
- ②いじめ対策委員会の開催、対応策の検討
- ③いじめ解決に向けた具体的な取組の実施
 - 必要に応じて、関係機関との連携、指導助言を仰ぐ
- ④いじめを受けた生徒の心のケア、経過観察をこまめに実施
- ⑤いじめを行った生徒への継続的な指導、経過観察をこまめに実施
- ⑥再発防止に向けた工夫の検討

(4) 関係機関等との連携

※関係機関等との連携の基本姿勢

- ・事案の状況に応じて、どの機関とどのように連携すべきかを事前に検討すること
- ・事案の状況によっては、生徒の生命に関わることもあり得るため、関係機関等との連絡・連携体制を日ごろから構築しておくこと

- ①事案の状況に応じて、関係機関と速やかに連絡をとり、迅速な対応を心がける
- ②主な関係機関は以下のとおりとするが、必要に応じて他の機関とも連携を図る
 - 県教育委員会高等学校課、いじめ・不登校総合対策センター
 - 警察署（スクールサポーター）
 - 学校医
 - 児童相談所
 - 県教育委員会顧問弁護士 等